

医政発 1002 第 2 号
令和 2 年 10 月 2 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の
留意事項について」の一部改正について

麻酔科標榜許可の審査については、「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」（平成 17 年 5 月 2 日医政発第 0502004 号。以下「通知」という。）において、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 10 第 2 項における麻酔科の許可を与える場合の審査基準を示したところであるが、今般通知において示した留意点の明確化の観点から、通知を別添のとおり改正することとしたため、その取扱いに遺漏のないよう御配慮いただくとともに、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知をお願いする。